

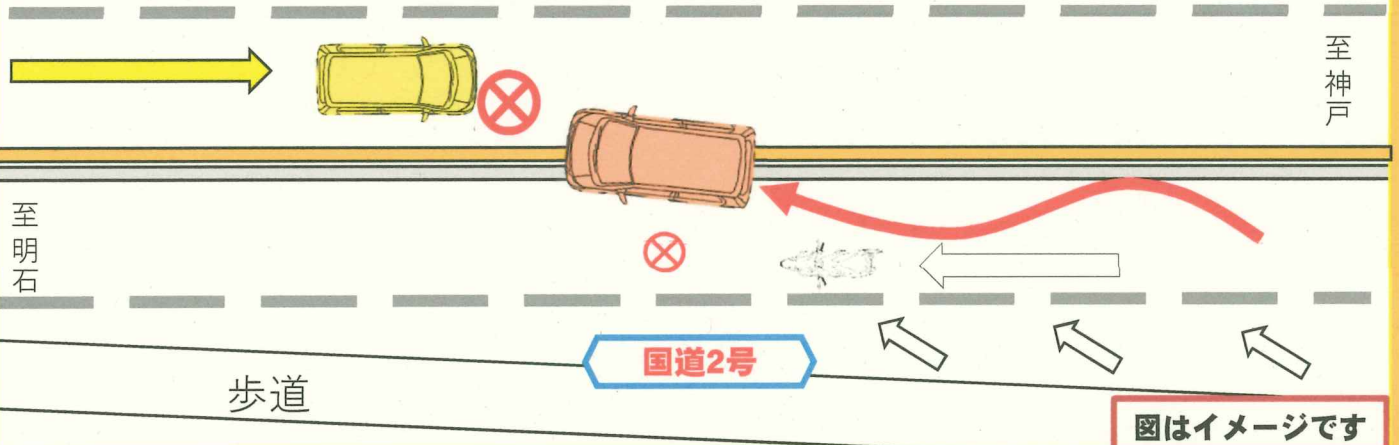
飲酒運転による 交通死亡事故発生！

令和4年8月9日午後5時00分ごろ

神戸市須磨区一ノ谷町5丁目の、国道2号において、普通乗用車（20代男性運転）が対向車線にはみ出し、対向してきた軽四貨物車（70代男性運転）と衝突するなど計3台が関係する事故となり、このうち、軽四貨物車の運転者が死亡する事故が発生しました。

飲酒運転が原因！

歩道



飲んだら乗るな！

緊急

飲酒運転には厳しい処分！

酒酔い運転
免許取消し・欠格期間3年

酒気帯び運転
免許取消し・欠格期間2年若しくは免許停止

運転者にも運転者以外にも厳しい罰！

運転者・車両の提供者

酒類の提供者・同乗者

酒酔い運転
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒酔い運転
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒気帯び運転
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

兵庫 県 須 磨 警 察 署